

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知新光財団（以下、当財団という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 当財団が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 この法人は常時、広く一般に寄附金を募ることができる。

(受入基準)

第3条 寄附金が次号に該当するとき、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 当財団の業務遂行上支障があると認められる場合
- (2) 当財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合
- (3) その他理事会で受入れるのが相当でないと判断した場合

(寄附金の用途)

第4条 一般寄附金は、50%以上を公益目的事業に、残余を管理費に使用するものとする。但し、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときには、公益目的事業に充当することができるものとする。

2 特定寄附金は、全額を寄付者の特定した用途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第6条 当財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項を記載した書類を事務所に備置き、これを閲覧等に供するものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、2024(令和6)年6月1日から施行する